

○多度津町桜の森高原記念植樹に関する実施要綱

平成20年7月14日

要綱第20号

改正 平成22年2月15日要綱第13号

(趣旨)

第1条 この要綱は、桜の森高原に植樹をすることにより、桜の森高原維持管理への協働の精神や緑化意識の向上を図るため、桜の森高原記念植樹に関し必要な事項を定めるものとする。

(記念植樹の申請及び決定)

第2条 記念植樹の申請は、多度津町建設課で行うものとする。

2 記念植樹を申請する場合は、多度津町桜の森高原記念植樹申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の申請について確認審査を行い、適当と認め、決定したときは、多度津町桜の森高原記念植樹決定通知書(様式第2号)により申請をした者に通知するものとする。

(記念植樹対象者)

第3条 記念植樹を申請できる者は、多度津町内に在住する者及び第1条の趣旨に賛同する多度津町外に在住する者とする。

(記念植樹の場所)

第4条 記念植樹の場所は、桜の森高原用地内で町が指定する場所とする。

(記念植樹の種類及び植樹時期)

第5条 記念植樹における樹木の種類は、町が指定するものとし、植樹時期についても町と申請をした者で協議して決めるものとする。

(記念植樹の方法)

第6条 記念植樹の決定を受けた者(以下「決定者」という。)は、町職員立会のもと、植樹を行うものとする。

(記念植樹における決定者名の表示)

第7条 決定者は、樹木名、氏名、記念事由を記した表示板を取り付けるものとする。

(記念植樹の費用負担)

第8条 記念植樹に係る費用は、決定者の実費負担とする。

(樹木の帰属)

第9条 記念植樹された樹木は、町に帰属するものとする。

(樹木の維持管理)

第10条 植樹された樹木の維持管理は、決定者と町で行うものとする。

2 植樹された樹木が枯れた場合は、決定者に連絡するとともに町が撤去するものとする。

3 町長は、管理上必要と認めるときは、記念樹を他の場所に移植することができる。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附 則(平成22年2月15日要綱第13号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。